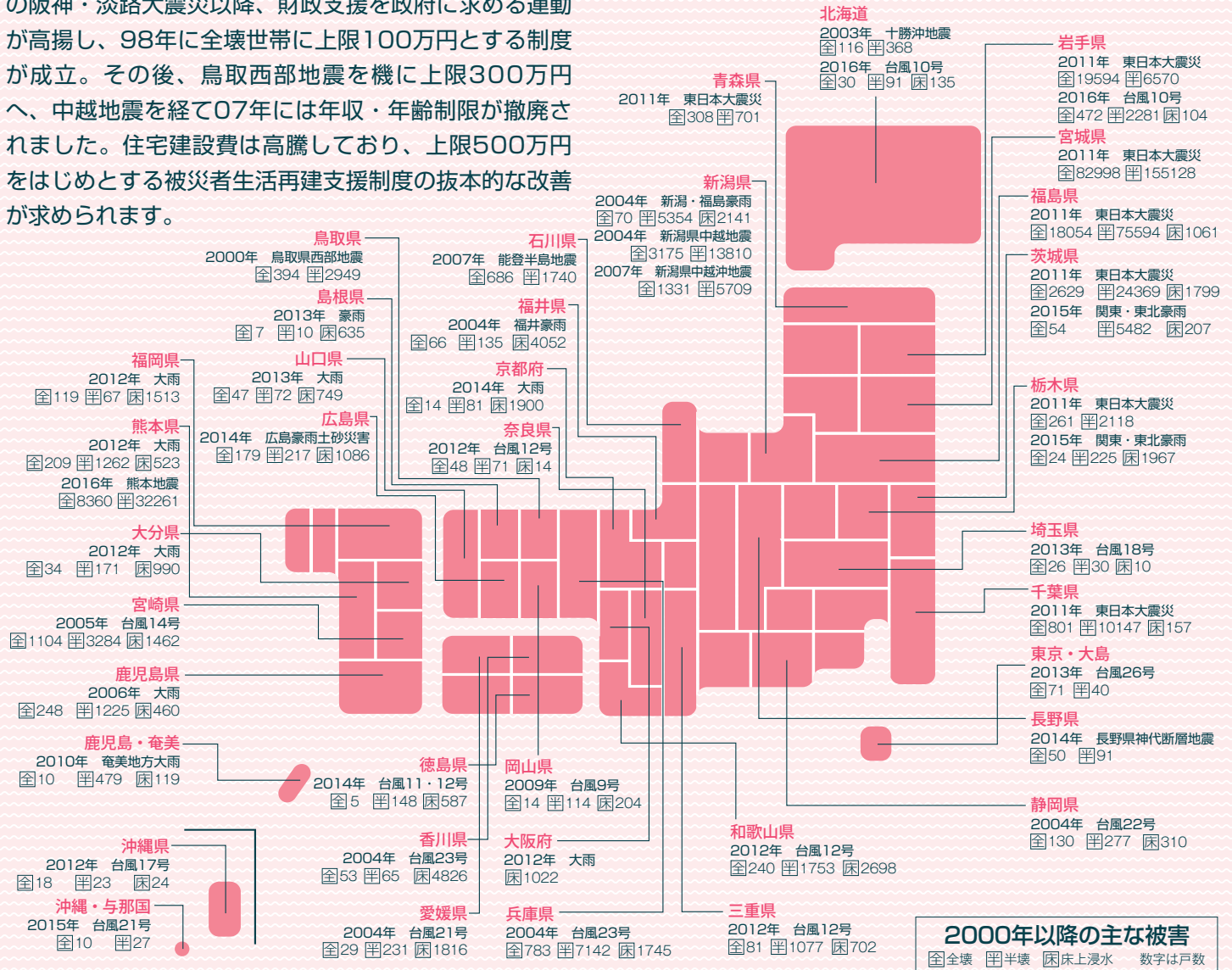


住宅再建支援を500万円に! 自然災害は避けられません

毎年のように地震や豪雨による大規模災害が全国各地で発生しています。被災者生活再建支援法は、1995年の阪神・淡路大震災以降、財政支援を政府に求める運動が高揚し、98年に全壊世帯に上限100万円とする制度が成立。その後、鳥取西部地震を機に上限300万円へ、中越地震を経て07年には年収・年齢制限が撤廃されました。住宅建設費は高騰しており、上限500万円をはじめとする被災者生活再建支援制度の抜本的な改善が求められます。

多発する自然災害



2000年以降の主な被害
全全壊 半半壊 床床上浸水 数字は戸数

保険での「自助」強調し、改正に背をむける政府

政府は「保険による自助・共助が基本」と言いますが、地震保険の世帯加入率は29.5%(15年12月末)。しかも、地震保険は火災保険に付帯し、その補償額も火災保険の5割が上限です。これではローン返済で消えてしまい、住宅再建はできません。

07年法改正での付帯決議「4年後の制度拡充見直し」は実現していません。当面、500万円に引き上げ、同一市町村で全壊10世帯以上という要件の見直し、半壊や一部損壊も対象とするなどが求められます。

被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる(※世帯人数が1人の場合は、支給額の3/4の額)。申請先は市町村

災害被災者支援と
災害対策改善を求める全国連絡会 **全国災対連**

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名に
ご協力ください

